

沖縄県先島諸島からの避難住民受入における「受入れ基本要領」の策定に係る
避難住民食事提供等業務委託仕様書

1 業務の目的

沖縄県先島諸島からの避難住民受入に係る「受入れ基本要領」策定の一環として、食事提供計画を検討している。旅行代理店が有する専門的知見を活用し、アプリやクーポン等のツールを用いた「外食提供スキーム」を検討することで、避難住民の多様なニーズに対応した実効性の高い計画を作成することを目的とする。

なお、この要領は訓練上の一つの想定として作成するものであり、特定の有事を想定したものではない。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

3 委託業務の内容

受託者は、以下の各業務について検討し、その結果を報告書として取りまとめること。

（前提条件）

- ・宮崎県宮崎市に避難してくる住民は約1万人。
- ・県内は平時の社会経済活動が営まれている。
- ・食事提供は避難住民が長期避難住宅に移るまでの期間。（避難当日等は現物支給を行い、外食活用に途中切り替えていく想定。）
- ・この食事提供を受ける避難住民は、ホテルから循環バス等を利用して自力で店舗に行くことが可能。
- ・提供する食事は、避難者が調理することなく食べることが出来るものとし、近隣の飲食店等（コンビニやスーパーを含む）の一般的な定食等で、華美な食事や酒類・菓子等は対象外とする。
- ・準備や調整に要する時間が制約要因とならないものとする。

(1) 食事提供単価

- ・単価調査と設定：調査手法の確立および一食あたりの適切な価格設定の根拠提示可能なスキーム。（可能であれば、朝食、昼食、夕食に分けて提示すること。）

(2) 店舗管理および情報提供スキームの構築

- ・店舗選定と要件定義：食品衛生法等の法令順守を前提とした協力店舗の要件、および対象業態の範囲について。
- ・店舗情報管理：参加店舗の登録・同意取得手続き、営業時間・提供メニュー・アレルギー対応等の情報収集・管理方法。
- ・避難住民への周知：店舗情報の提供手法（Webマップ・アプリ・紙媒体等）の提案。

(3) 食事提供スキームの設計

- ・クーポンの形態と決済方法：スマートフォン・紙など、避難住民のリテラシーや所持状況に応じた利用方法（QRコード等）。
- ・クーポン発行から清算までのフロー：発行、配布、回収、請求、支払、証憑の保存までの業務フロー。なお、二重交付など不正受給を防ぐ対策が組み込まれていること。

(4) 運用体制および例外対応の検討と概算

- ・相談窓口の設置：避難住民および協力店舗からの問い合わせ・苦情トラブル等に対応する運営体制案。

4 業務実施に当たっての留意事項

(1) 県との協議

委託業務の実施においては、事前に県と十分な協議を行った上で実施すること。

(2) 納期

令和8年10月30日（金）までに検討案を提出すること。

成果物の納期については、令和9年1月29日（金）までとする。

5 その他

(1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、県へ提出すること。

(2) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。